紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年六月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

佐藤フジエ　吹田　文明　島村昭治郎
呉竹　佳子　上杉　恭弘　安宅　昭彌
荒巻　義雅　鈴木　孝行　冨岡茂太郎
篠原　准　大熊　泰雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年六月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　辰美　曲子　明良　利岡　誠夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年六月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

中村建設株式会社
医療法人社団高邦会
医療法人社団敬愛会
株式会社広島東洋カープ
リバー産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年六月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故鈴木孝之遺族　鈴木アサ子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十六年六月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故永山満遺族　永山　忠
故黒須令二郎遺族　黒須　洋子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月四日アメリカ合衆国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月七日

中部近畿産業保安監督部長　桑山　広司

一　名称　エア・ウォーター・メンテナンス株式会社
二　住所　大阪府堺市西区築港新町二丁六番地四十
三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査
五　指定年月日　平成二十六年七月一日

国家試験

平成二十六年海事代理士試験の施行

平成二十六年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局
仙台市　東北運輸局
横浜市　関東運輸局
新潟市　北陸信越運輸局
名古屋市　中部運輸局
大阪市　近畿運輸局
神戸市　兵庫県私学会館（神戸市中央区北長狭通四丁目三番一三号）
広島市　中国運輸局
高松市　四国運輸局
福岡市　九州運輸局
那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験

東京都　国土交通省

二、日時

イ　筆記試験

平成二十六年九月二十六日　午前九時から午後五時まで

ロ　口述試験

平成二十六年十一月二十五日　午前十時から午後五時まで

（状況により、一部受験者については、十一月二十五日の午後五時以降又は十一月二十六日に行うこととする。）

三、受験手続

イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求

受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付するので、請求すること。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。

ロ　受験願書の出願

受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十五年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。

なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十二円を同封すること。

ハ　受験願書の出願期間

平成二十六年八月四日から平成二十六年八月二十九日まで（郵送の場合は八月二十九日消印有効）

ニ　受験手数料

受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。

ホ　筆記試験の免除

平成二十五年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。

ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課
（〒〇〇六―〇〇四二）札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎
電話〇一一―二九〇―一一〇

東北運輸局海事振興部海事産業課
（〒九八三―八五三七）仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎
電話〇二二―七九一―七五一二

関東運輸局海事振興部旅客課
（〒二三一―八四三三）横浜市中区北仲通五丁目五七番地横浜第二合同庁舎
電話〇四五―二一一―七二一四

北陸信越運輸局海事部海事産業課
（〒九五〇―八五三七）新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館
電話〇二五―二八五―九一五五

中部運輸局海事振興部旅客課
（〒四六〇―八五二八）名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館
電話〇五二―九五二―八〇一三

近畿運輸局海事振興部旅客課
（〒五四〇―八五五八）大阪市中央区大手前四丁目一番七六号大阪合同庁舎第四号館
電話〇六―六九四九―六四一六

神戸運輸監理部海事振興部旅客課
（〒六五〇―〇〇四二）神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎
電話〇七八―三二一―三一四六

中国運輸局海事振興部旅客課
（〒七三〇―八五四四）広島市中区上八丁堀六番三〇号広島合同庁舎四号館
電話〇八二―二二八―三六七九